**治験に係る経費について**

千葉県がんセンター

１．研　究　費　〔（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ）〕

・研　　　究　　　費 （Ａ） ： 臨床試験研究費、治験薬管理経費は国立病院機構のポイント表に基づき算定

・管　理　的　経　費 （Ｂ） ： （Ａ）の１０％

・技術料・建物使用料 （Ｃ） ： （Ａ）＋（Ｂ）の３０％

①研究費の30パーセントを固定費として契約後に請求する。残りの70パーセントを症例数で除した金額を出来高とし、被験者への治験薬投与をもって請求させていただきます。

②固定費は契約症例数に達しなくとも返還は致しません。また、症例数の増加は変更契約で対応致します。

２．被験者負担軽減費

被験者の交通費等来院一回につき、７，０００円。（入院は、入・退院で１回）

製造販売後臨床試験については依頼者と調整して決めさせていただきます。

当センターでは、３ヶ月ごと（入金は７月、１０月、１月、４月）に被験者の口座へ振り込みを行っています。その金額を後日請求させていただきます。請求のタイミングは以下の通りです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ● | 第一四半期（４～６月分） | → | ７月請求 |
| ● | ７～９月分 | → | １０月請求 |
| ● | １０～１２月分 | → | １月請求 |
| ● | １～３月分 | → | ４月請求 |

 ３．保険外併用療養費の支給対象外の経費

1. 治験期間　当センターでは、治験薬投与期間に加えて、患者さんの同意を取った日の翌日（当日検査等があればその日から）から治験薬投与前日、治験薬最終投与の翌日から後観察終了までお願いしています。
2. 経費の内容

　 ①検査料、画像診断料

治験薬投与期間中に発生した、（治験、治験外診療に関わらず）すべての検査、画像診断にかかる費用について治験依頼者にご負担をお願いしています。また、上記１）の対象期間において、プロトコールに定められた適格条項を確認するための検査等についても、被験者負担分を治験依頼者に負担をお願いしています。一部、妊娠検査など保険が適応されない検査については治験薬投与期間外であっても全額負担をお願いしています。

 ②治験薬と同様の効能・効果を有する医薬品

治験薬投与期間の治験薬の予定される効能・効果と同様の効能・効果を有する医薬品の投薬、注射の費用に限り、治験依頼者に負担をお願いしています。（センター内でレジメンに登録された薬剤がある場合、その薬を含む）

 ③注射による治験薬の投与

治験薬と併用する生理的食塩水等及び技術料については、治験依頼者に負担をお願いしています。

④その他の費用

　　治験のための入院に係る費用や腫瘍評価の中央判定のためのCD-R代（税抜2,500円）についてはご相談の上、決定しています。また、入院が必要になる試験については入院基本料（食事代含む）、及び差額ベッド代などの負担についてもご相談の上、決定しています。

※上記①～④の経費については、千葉県がんセンターからの治験課題別に納入通知書を発行しますので、それに基づきお支払をお願いします。

※請求方法については毎月とする。

1. 治験概要の提出　治験依頼者は別紙「治験概要」に入力後、電子媒体（eメール）にて担当CRCへご提出をお願いします。（新規申請時、記載内容変更時）

４．治験事務局業務に係る経費

千葉県がんセンターは㈱ＥＰファーマラインへ治験事務局業務を委託しています。そのため治験事務局経費については、千葉県がんセンター・治験依頼者・㈱ＥＰファーマラインの三者による覚書を締結し、費用については治験依頼者から㈱ＥＰファーマラインへお支払いをお願いしています。毎月月末締めで業務報告書と請求書を治験依頼者へ発送いたします。

５．ＣＲＣ等業務の委託に係る経費

千葉県がんセンターはSMOへ治験補助業務を委託しています。そのためCRC費用については千葉県がんセンター・SMO・治験依頼者の三者による覚書を締結し、CRC等業務の委託に係る経費については、別途ＳＭＯの請求をもってお支払いただきます。尚、SMOについては治験依頼者へ選定をお願いしています。

６．治験関係書類の保管会社への委託に係る経費

治験関係書類の保管に係る経費について、J-GCPに定められた期間を超えて保管を希望する場合は別途協議のうえ契約を締結し、治験依頼者に保管費用をご負担いただいております。

以上